

モンゴル法律最新情報 第5号 (2017年1月30日)

外務省の在外公館における日本の弁護士活用事業の一環として、モンゴル日本商工会のご協力で、大正法律事務所（岡英男弁護士）・De Jure Partners LLP 法律事務所（バトバヤル弁護士）による、モンゴルの最新の法律をご紹介しますメールマガジンを発行することとなりました。

このメールマガジンでは、最近のモンゴルでの法改正などを中心に、月に1回～2回程度、モンゴルの法律情報をご紹介します。

【法改正】

● 「国際条約に関する法律」の改正(2016年12月1日)

モンゴル国会は2016年12月1日、「国際条約に関する法律」の改正法案を可決した。改正前の「国際条約に関する法律」は1993年に制定された。改正内容は、国際条約の加入手続を明確にし、加入した国際条約の公定訳・公開などの規定を加えたものである。

改正前の法律では、二国間条約と多国間条約とで加入する手続を区別しておらず、公式な翻訳についても存在しなかった。その結果、国際条約のいくつかは、具体的な事件の中で、裁判所によって効力を否定された。

「国際条約に関する法律」改正により、以前に翻訳された条約の翻訳が修正され、公開されることとなる。裁判所も国際条約を国内法令と同じように適用することが期待されている。

【ニュース】

● 「大統領選挙法案」の差し戻し(2017年1月19日)

2016年12月、議員立法として大統領選挙法案が国会に提出された（人民党議員団が提出）。これについて、2017年1月19日、国会は同法案を提出した議員に差し戻した。

モンゴルでは、2015年12月25日、総選挙法が制定されている。これは、国会選挙、大統領選挙、地方選挙を統一して規律する法律である。以前、モンゴルではこれらの選挙を別々の法律で調整していた。今回の大統領選挙法案は、総選挙法を廃止し、それぞれの選挙を別々の法律で規定するものであり、2017年6月26日に予定されている大統領選挙に勝つために、モンゴル人民党が法案提出しているとの批判があった。

【モンゴル法の注意点】

●契約解除手続（モンゴル民法 204 条）

モンゴルの裁判でよく問題になるものとして、契約解除の手続がある。

たとえば、家を貸す・借りるという賃貸借契約。賃料不払いが発生したら、貸主は、まずは、借主に家から出て行ってもらうことを考えるだろう。家から追い出す前提として、これは日本でもモンゴルでも同じだが、賃貸借契約を解除しなければならない。しかし、いざ裁判所に行ったら、この解除手続がなっていないということで、主張が認められないことが多い。

日本では、履行遅滞による解除の場合、相当期間を定めて履行の催告をしたうえで、解除をする（日本民法第 541 条）。モンゴルではどうか。日本のように履行遅滞による解除と履行不能による解除を区別していないが、おおよそ手続は似ている。

まず、契約を解除しようとする者（この場合、家の貸主）が、契約を解除する旨の通知をする（モンゴル民法 204 条 1 項）。この解除通知は、それだけでは解除の効果は生じない。日本的に言えば、この解除通知は「催告」にすぎない。解除「予告」通知といってもよいだろう。解除するためには、通知において解除する時期（相当期間）を定めておき、その経過後に改めて解除通知（これが日本でいう解除通知にあたる）をする必要がある（204 条 2 項）。

なお、1 回目の解除「予告」通知から、2 回目の解除通知までの期間は、「解除の相手方が定める」とある（204 条 2 項）。正式解除までの期間を相手方が定めることになっては解除権者としては困ることも多いので、通常は、解除期間を契約で規定するか、解除権者が相当期間を定めて通知することになる。

よくあるのが、解除権者が単なる解除通知（1 回目の解除「予告」通知）のみをしたというパターンである。この場合、2 回目の解除通知がない以上、解除は無効であることは言うまでもない。

また、「相当期間を定めて」通知する点にも注意が必要である。理屈の上からは、「相当期間」とは、すでに債務の弁済期（家賃ならその支払日）が到来している以上、弁済の準備が完了していることを前提にして、実際に弁済するまでに必要な期間（たとえば、家賃の準備があることを前提に、振込みのために銀行に行く期間）と考えるべきと思われるが、実際の裁判ではそのようには扱われていないことも多い。例のような場合だと、ある程度は金の工面をするための期間まで考慮に入れていることが多数のようである。このあたりになると、もう理屈ではなくて、裁判官によるというか、いろいろな要素が影響してくるのだろう。

実務的には、モンゴルでは、解除通知を配達日証明のある郵便で送付する。解除が認められるには、1 回目、2 回目の解除通知の到達日が重要だからである。

解除の効果として、原状回復義務が規定されているが（205 条）、その性質が問題となる。また、賃貸借契約のような継続的契約の場合の解除の効果についても問題がある。（岡）つづく

【お知らせ】

●無料法律相談のお知らせ

在モンゴル日本大使館では、日本企業支援のための無料法律相談を今月も行います。ビジネスに関連するご相談なら、契約、労務、弁護士の紹介など内容は問いませんので、お気軽にお申し込みください。

日程 2017年2月20日(月)～24日(金)

時間：10時～16時(昼休み13時～14時除く)

予約：日本大使館の経済・開発協力班までご連絡ください

電話：11-320777(代表)

メールアドレス：economy.ec-section3@ul.mofa.go.jp

【著者のご紹介】

●岡 英男

資格等：弁護士(日本)、外国弁護士(モンゴル)、モンゴル国立国際仲裁センター仲裁人、神戸学院大学非常勤講師(労働法ほか)、京都大学法務博士

所 属：大正法律事務所(代表弁護士) <http://www.taisho-law.com/>

住 所：〒551-0001 大阪府大阪市大正区三軒家西1丁目1-1 小島ビル4階

電 話：06-6586-6109

●サラングレル・バトバヤル (Sarangerel BATBAYAR)

資格等：弁護士(モンゴル)、モンゴル国立大学専任講師(会社法ほか)、元モンゴル国立法律研究所政策研究官、モンゴル国立大学法学修士

所 属：De Jure Partners LLP(デ・ジュール・パートナーズLLP、Өмгөөллийн “Де Юре Партнерс” ХХН)(パートナー)

住 所：Mongolia、Ulaanbaatar、Chingiltei district、1st Khoroo、Raash bulag 505

電 話：976-88075852

【お問い合わせ等】

●このメールマガジンに関するご意見やお問い合わせは、岡英男までお寄せください。

メールアドレス：okahideo@infoseek.jp

●このメールマガジンに記載した内容は、皆様の業務・生活のご参考にしていただくためのものです。正確を期する必要がある場合には、お近くの弁護士・法律家に相談してください。

●モンゴル日本商工会、大正法律事務所（岡英男）および De Jure Partners LLP（バトバヤル）は、このメールマガジンの内容の信頼性・正確性・適法性等について、一切責任を負いません。ユーザーは、自己の責任において情報を利用してください。